

## 宮 城 県 公 報

行 政 部  
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区  
本 町 三 丁 目 8 番 1 号  
電 話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

## 告 示

○建設業法施行細則の一部を改正する規則

(事業管理課)

一

○宮城県庁県民第一駐車場及び第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務の委託

(管財課)

二

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部改正

(情報政策課)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託

(水産業基盤整備課)

三

○岸壁、物揚場及び棧橋の使用に係る使用料の徴収事務の委託

(同)

三

○建築士の懲戒処分(三件)

(建築宅地課)

三

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(食産業振興課)

四

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

四

○教育委員会定例会の開催

(教育委員会)

五

○仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件公示送達

(収用委員会)

五

## 規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「午前九時三十分」の下に「から午前十一時三十分まで及び午後一時」を加える。

第九条中「第二十五条の二十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改める。

第十条第一項中「第二条第一号」を「第二十一条第一号」に改め、「いう。」の下に「及び政令

第三条に規定する使用人(以下「使用人」という。)を加え、同条第二項を次のように改める。

2 条例第二条第一項第四号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第七条第四号の財産的基礎又は金銭的信用を有することを証する書類(法第三条第一項第一号に掲げる者が同項の規定による許可又は当該許可に係る同条第三項の規定による更新の申請をしようとする場合に限る。)

二 法第十五条第三号の財産的基礎を有することを証する書類(法第三条第一項第二号に掲げる者が同項の許可又は当該許可に係る同条第三項の規定による更新の申請をしようとする場合に限る。)

三 主たる営業所の所在地を証する書類(法第三条第一項の規定による許可の申請をしようとする場合に限る。)

四 その役員のうち常勤であるものの一人(法第三条第一項の規定による許可を受けようとする者が個人である場合にあつては、その者又はその支配人のうち一人)が法第七条第一号イ又は口のいずれかに該当する者であることを証する書類

五 その営業所ごとに、法第七条第二号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であつて専任のものを置くことを証する書類(法第三条第一項第二号の区分により同項の規定による許可を受けようとする場合にあつては、法第十五条第二号ロに該当する者であつて専任のものを置くことを証する書類)

六 その支配人及び支店又は政令第三条に規定する営業所の代表者(支配人である者を除く。)に請負契約の見積り、入札又は契約の締結等に関する権限を付与したことを証する書類(その者が法人の代表権又は会社法(平成十七年法律第八十六号)第十一条第一項に規定する支配人の代理

権を有さない場合に限る。)

七 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入を証する書類

八 他の行政庁による法第三条第一項の規定による許可通知書の写し(当該許可の有効期間内に法第三条第一項の許可の申請をしようとする場合に限る。)

第十条第三項から第五項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十九年三月十三日次のとおり委託した。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号

キョウワセキユリオン東北株式会社

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月十一日から施行する。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 七中「第二十四条の四第一項」を「第二十四条の四第二項」に改める。

○宮城県告示第三百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一一三〇〇四五二	事業所の名称及び所在地	チャレンジド岩ヶ崎 栗原市栗駒岩ヶ崎下小路二十七番地	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	株式会社リツワ	指定年月日	平成二十九年四月一日
-------	------------	-------------	----------------------------	---------------	------	------	---------	-------	------------

○宮城県告示第三百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに石巻市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、松岩漁港の指定施設、日門漁港の指定施設、塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）及び女川漁港の指定施設（南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

塩竈市海岸通五番七号

塩竈市観光物産協会

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項第一号の規定による処分をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十九年三月三十一日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

伊藤 正勝 二級建築士 宮城県知事登録第六二二九号

三 懲戒処分の内容

戒告

四 懲戒処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二第二号に規定する二級建築士定期講習を同条の規定により定められた受講期間である平成二十五年三月三十一日までに受講することなく、平成二十五年四月一日から平成二十八年六月一日まで同法第二十三條第一項に規定する建築士事務所（株式会社阿部工務店一級建築士事務所（宮城県知事登録第一三六一〇〇二七号））に属した。

○宮城県告示第三百七十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項第一号の規定による処分をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十九年三月三十一日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

小野 義夫 二級建築士 宮城県知事登録第六四四六号

三 懲戒処分の内容

戒告

四 懲戒処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二第二号に規定する二級建築士定期講習を同条の規定により遅滞なく受講することなく、平成二十五年四月一日から平成二十八年九月十六日まで同法第二十三條第一項に規定する建築士事務所（オノホームサービス（宮城県知事登録第一三四二〇〇五号））に属した。

○宮城県告示第三百七十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項第一号の規定による処分をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十九年三月三十一日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

高橋 良信 二級建築士 宮城県知事登録第一四二二九号

三 懲戒処分の内容

戒告

四 懲戒処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二第二号に規定する二級建築士定期講習を同条の規定により定められた受講期間である平成二十七年三月三十一日までに受講することなく、平成二十七年四月一日から平成二十八年十一月二十三日まで同法第二十三條第一項に規定する建築士事務所（リメイクアーキテクト

ト（宮城県知事登録第一四三二〇一九〇号）に属した。

○宮城県告示第三百七十八号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、平成二十九年四月四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年四月十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加 藤 慶 太

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 「食材王国みやぎ」魅力発信業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年三月三十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ジェイアール東日本企画 仙台市青葉区一番町二丁目二番十三号 仙建ビル七階

五 契約金額 七千二百四十五万五千八百三十四円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 塩竈市大日向町七十七番六、七十七番七、七十七番九、七十七番十二、七十七番十三、七十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

十六、七十九番四、七十九番八、八十八番一  
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一  
株式会社みつば

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年四月十一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市上余田字千刈田四百一番、四百十一番二、四百三十一番三、四百四十一番二、四百三十七番一の二、四百三十八番、四百四十一番二、五百五番一の二、四百一番地先の水の一部、四百一十一番二地先の水の一部、四百三十七番二地先の水の一部、四百三十八番地先の水の一部、五百五番一地先の水の一部、四百四番地先の道の一部、四百四番二地先の道の一部、四百十番地先の道の一部、四百四十一番二地先の道の一部  
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番一  
ナイスホーム株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年四月十一日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日 時 平成二十九年四月十八日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員  
十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二二一三六一)

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第19号

仙台広域都市計画名取市民墓地公園事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。  
平成29年4月11日  
宮城県収用委員会

1 通知すべき書類

平成29年2月24日付け宮収号外通知文

平成29年2月20日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 通知を受けるべき者

渡邊勝徳 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「大阪府大阪市西成区萩之茶屋2丁目6番

23号 アパートキング 319号」